

【主な改正内容】

<<<新旧対照表>>>

○多治見市救急業務規程（昭和56年7月6日消防本部訓令甲第1号）の一部を改正する規程新旧対照表

部署名：救急指令課

新	旧
○多治見市救急業務規程 昭和56年7月6日消防本部訓令甲第1号 <u>（活動の記録・報告）</u> 第25条 救急隊は、実施した救急活動の状況を消防情報支援システムに入力して記録するとともに、救急活動記録票（別記様式第1号）により所属消防署長に報告しなければならない。 2 救急隊は、管轄区域内において次に掲げる事故が発生し、出動したときは、速やかにその概要を救急速報（別記様式第2号）により消防長に報告するとともに、その詳細については、当該事故発生の日から5日以内に救急詳報（別記様式第3号）により消防長に報告しなければならない。 （1） 傷病者及び死者の合計が15人以上の事故 （2） 死者5人以上の事故 3 救急隊は、救急業務を実施したときは、病院前救護記録（岐阜県メディカルコントロール協議会が定める様式）に傷病者の収容当時の概要を記録して医師の参考にするものとする。ただし、軽傷等で参考を要しないもの及び調査困難な場合は省略することができる。 （救急搬送証明） 第33条 救急搬送証明書の交付を受けようとする者は、救急搬送証明書交付申請書（別記様式第5号）を消防長に提出するものとする。 2 消防長は、前項の申請があった場合は、前条第1項の救急活動報告書と照合し、搬送したことが確認できたときには、救急搬送証明書（別記様式第6号）を交付するものとする。	○多治見市救急業務規程 昭和56年7月6日消防本部訓令甲第1号 <u>（活動の記録）</u> 第25条 救急隊は、救急業務を実施したときは、病院前救護記録（別記様式第1号）に傷病者の収容当時の概要を記録して医師の参考にするものとする。ただし、軽傷等で参考を要しないもの及び調査困難な場合は省略することができる。 （報告） 第33条 救急隊は、実施した救急活動の状況について、救急活動報告書（別記様式第3号）により消防長に報告しなければならない。 2 救急隊は、管轄区域内において次に掲げる事故が発生し、出動したときは、速やかにその概要を救急速報（別記様式第4号）により消防長に報告するとともに、その詳細については、当該事故発生の日から5日以内に救急詳報（別記様式第5号）により消防長に報告しなければならない。 （1） 傷病者及び死者の合計が15人以上の事故 （2） 死者5人以上の事故 （救急搬送証明） 第34条 救急搬送証明書の交付を受けようとする者は、救急搬送証明書交付申請書（別記様式第6号）を消防長に提出するものとする。 2 消防長は、前項の申請があった場合は、前条第1項の救急活動報告書と照合し、搬送したことが確認できたときには、救急搬送証明書（別記様式第7号）を交付するものとする。

新		旧	
3	前項の規定により救急搬送証明の交付を受ける者は、多治見市手数料条例（昭和28年条例第27号）の規定による手数料を納付しなければならない。	3	前項の規定により救急搬送証明の交付を受ける者は、多治見市手数料条例（昭和28年条例第27号）の規定による手数料を納付しなければならない。
摘要	改正理由		